

熊本県里親登録証取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和20年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の4に規定する里親の制度を社会に広く普及するとともに、養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親（以下「里親等」という。）であることの身分を証明する里親登録証を交付することにより、里親が要保護児童に関する必要な手続きを円滑に行うことを目的とする。

(里親登録証の交付)

第2条 知事は、熊本県里親登録名簿に記載された者のうち、里親登録証発行届（様式第1号）の提出があったものについて、里親登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(記載する事項)

第3条 里親登録証には、里親氏名、フリガナ、住所及び生年月日、登録番号（親族里親を除く）を記載することとする。

(有効期間)

第4条 里親登録証の有効期間は、法第34条の19に規定する里親登録名簿の有効期間と同一の期間とする。

(再交付)

第5条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなったとき、又は里親登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再発行・変更申請書（様式第2号）により里親登録証の再発行を申請することができる。

(返 還)

第6条 里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を返還しなければならない。

- (1) 里親登録名簿から削除されたとき。
- (2) 破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 再交付後、紛失した里親登録証が見つかったとき。

附 則

- 1 この要領は、令和5年（2023年）1月5日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年（2023年）9月13日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年（2023年）10月18日から施行する。